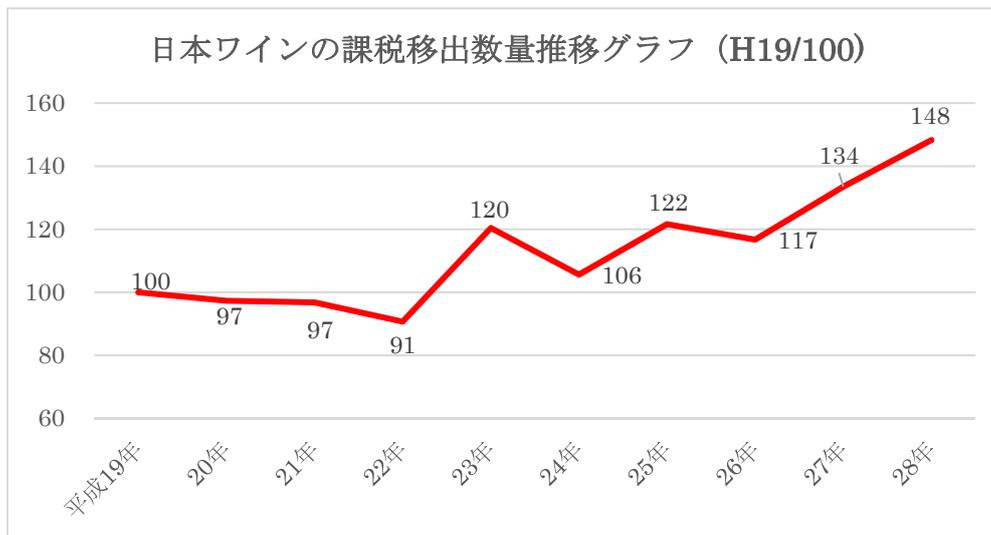


日本ワイン課税移出数量推移表
(平成 19 年/100)

年度/項目	指数	摘 要
平成 19 年	100	
20 年	97	
21 年	97	
22 年	91	
23 年	120	
24 年	106	
25 年	122	
26 年	117	
27 年	134	製法品質表示基準策定
28 年	148	



(抽出条件)

- ① 表及びグラフの基礎データは、日本ワイナリー協会の会員の中から日本ワインを製造している上位 14 者（全国の課税移出数量の 7 割超を占めるグループ）を対象に算出しました。
- ② 日本ワインの定義は、平成 27 年国税庁告示第 18 号「果実酒等の製法品質 表示基準」に規定しているものとします。ただし、平成 27 年以前に製造・販売（課税移出）している製品については、区分管理していないことから、数値データ不詳の報告も含まれています。